

平成 27 年 2 月 2 日

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための意見

一般社団法人 日本自閉症協会

●常時介護を要する障害者等に対する支援について

知的障害を伴う自閉症の人々に生じる強度行動障害は、一般的な障害支援区分 6 の人の要支援度とは質的に異なり、さらに手厚い職員体制と高い専門性を必要としているため、強度行動障害支援加算制度を設けるよう希望します。これはすべての障害福祉サービス等において必要ですが、生活を支える施設入所支援、グループホーム短期入所については、特に必要です。

なお、地域における生活を可能とするためには、グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にすることが特に重要です。

●移動の支援について

知的障害者・自閉症者の社会参加を進めるため、知的障害者移動支援を個別給付に加えるとともに、ヘルパー確保が可能となるように、単価の充実を図る必要があります。その際、一部の自治体では多様なサービスを行っている実態があるため、自治体が上乗せのサービスを行えるような制度にするよう求めます。

●就労の支援について

現在の生活介護事業と就労継続支援事業 B 型を「活動支援事業」として統合し、障害支援区分に応じて職員を手厚く配置する制度にするよう求めます。

●支給決定の在り方について

障害程度区分から障害支援区分に改正されかなり改善されましたが、従来の 2 次判定結果を新しい 1 次判定基準に反映する仕組みであるため、発達障害者については元々の区分が低すぎたので十分な 1 次判定結果となっていません。2 次判定での引き上げ実態が基準に反映されるように、3 年ごとに見直しを繰り返し、「支援の必要の度合い」の精度を高めるように求めます。

●意思決定支援の在り方について

障害者権利条約 12 条を基に考えると、意思決定支援とは、その行為について意思能力の不十分な障害者が、権利主体として自ら法的能力を行使するための支援であるといえます。決して他人が代行決定することではありません。

意思決定支援には、次の要素があると考えられます。

- ①意思疎通・情報提供支援…本人の意思をくみ取り、わかりやすく情報提供をすること。
- ②意思形成支援…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援すること。
- ③意思拡張・実現支援…本人の意思を拡張し、社会の障壁を取り除いて、本人の意思が実現するよう支援すること。

障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、イラストや写真、ビデオ、実体験等、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要です。

また、障害福祉サービス利用計画・利用契約・個別支援計画では、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりのサインを行うようにする必要があります。

意思決定支援の過程では、支援者が独善的な支援に陥りやすいという問題があります。一人の判断で進めず、複数の関係者でよく話し合うことが必要です。サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで、意思決定支援を行うことが特に重要です。

●成年後見制度利用促進の在り方について

障害者権利条約 12 条は、その行為について意思能力の不十分な障害者が、権利主体として自ら法的能力を行使するための支援として、本人の権利を制限せず、意思決定支援を行う制度の創設を求めています。成年後見制度の利用促進に当たっては、特にこのことに配慮する事が重要です。

特に、条約 12 条 4 項は、法的能力の行使に関する措置における保障として、①本人の権利・意思・選好の尊重（民法 858 条の成年被後見人の意思尊重義務条項の徹底）、②不当な影響の排除、③本人の状況への適合、④短期間の適用、⑤定期的審査を求めています。これに即した制度運用の早期改革が不可欠です。

また、後見類型中心（現 85%）を補助類型中心に変えて行くこと、後見監督による後見人への支援強化を図ること、団体後見の活用、公費負担、公務員等 200 以上の欠格条項の廃止、相談支援・福祉支援との連携も重要です。特に、総合的な地域での支援体制が不可欠であり、その中でこそ権利擁護が可能であると言えます。

●意思疎通支援の在り方

特に自閉症、発達障害者の意思疎通支援について、社会参加場面や司法の場面に於いて検討する必要があります。

●高齢障害者に対する支援の在り方について

高齢期の生活支援の原則は、成人期になじんだ環境をなるべく継続できるように支援することであり、特に成人期の人的関係の継続が重要です。

65歳以上は介護保険優先という仕組みに対して、障害者の利用意向を聞き取った上で、市町村が適切に判断するよう通知が出ていますが、機械的に介護保険に切り替える市町村があり、問題となっています。高齢期も意思決定支援が重要です。障害福祉サービスの併用が可能であることを制度上でさらなる明確にすることが必要です。

また、グループホーム、生活介護、入所支援等において、高齢に対応するため、設備のバリアフリー化、活動内容の見直し、医療的介護の実施など、またグループホームでは身体介護ヘルパーの活用等が必要です。

なお、長い間自宅で過ごした発達障害者の高齢化の問題がこれから顕在化してきますので、その支援について早急に検討する必要があります。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本自閉症協会 事務局長 北山輝幸

〒104—0044 中央区明石町 6-22 築地 622

[TEL:03-3545-3380](tel:03-3545-3380)、[FAX: 03-3545-3381](tel:03-3545-3381)

E-Mail: asj@autism.or.jp

【起草者】

日本自閉症協会理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥

E-Mail: hiroya.shibata@gmail.com